

【 概 要 版 】

令和5年度中途失明者緊急生活訓練事業実施要項

1. 目 的

視覚障害により日常生活に支障をきたしている者に対し、必要な相談・指導を行い、自立更生と社会参加の促進を図ることを目的とする

2. 内 容

- (1) コミュニケーション技術（点字等）
- (2) 白杖歩行技術
- (3) 日常生活動作技術
- (4) 情報支援機器
- (5) その他（各種相談等）

3. 期 間 令和5年5月中旬頃から令和6年3月中旬頃まで

4. 回 数 概ね月2回程度。

5. 場 所 当センターへの通所か、指導員派遣による訪問指導

6. 指導方法 原則、個別指導。

7. 対象者（次の要件をすべて満たす方）

- (1) 県内在住・在勤・在学の視覚障害者で、身障手帳所持者又は申請中の方
- (2) 視覚障害以外の著しい心身障害及び伝染性疾患等を有しない方
- (3) 病状が固定、又は体幹機能に支障をきたさない病状の方
- (4) 技術習得に意欲があり、継続して受講可能な方

8. 募集人員 概ね15名程度

9. 申込期限

一次締め切り日：令和5年5月12日（金） 〆切。

尚、締め切り後も随時受け付けを行います。申込状況により、暫く待機していただくことがあります。

10. 申込方法

市町村障害福祉担当課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入・捺印のうえ、居住地を管轄する障害福祉担当課へお申し込み下さい。

申込受理後、書類審査と面談を行い実情等考慮のうえ訓練を実施します。

11. その他

- (1) 受講費用は原則として無料ですが、指導に係る経費は指導員分も含め訓練生の負担となります。
- (2) “技術習得に著しく意欲が欠如する” “継続指導に心身的に耐えられない” と認められた方については、中止する場合があります。
- (3) 訓練期間は原則、1年とします。
- (4) 不明な点、又詳細については県立視覚障害者福祉センター生活訓練主担当古川（029-221-0098）までお問い合わせ下さい。